

## 議 事 内 容

- 局長 第 99 回常設審議委員会の定刻となりました。  
開会の前に、常設審議委員の交代がありましたのでご紹介いたします。  
県議会議員の〇〇議員です。一言ご挨拶をお願いします。
- 〇〇委員 (挨拶)
- 局長 ありがとうございます。  
それでは、はじめに会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 (挨拶)
- 議長 それでは、ただいまから第 99 回常設審議委員会を開会いたします。  
まず、本日の出席状況を報告してください。
- 局長 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 16 名の出席をいただいております。  
常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (資料 1 により報告)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・2 件のほか、「地域計画策定の課題について」を議題としています。  
どうか慎重にご審議いただきますようお願いします。
- 議長 また、常設審議委員会運営規程第 17 条に「委員会の発言は、会長の許可を受けてしなければならない。」と規定しておりますので、ご質問等の際は挙手いただき、私が指名してから簡潔にご発言をお願いします。
- 議長 それでは、ただ今から議事に入ります。  
議事録署名者として、〇〇・〇〇委員と〇〇・〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
- 議長 はじめに、農地法第 4 条及び第 5 条の規定による意見聴取に入ります。

	一括上程しますので、内容について、農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	はじめに、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号4-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-1について、資料に沿って説明)
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	(整理番号5-2について、資料に沿って説明)
議長	農地法第4条関係1件、第5条関係2件について説明がありました。ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。
議長	はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の残土及び資材等置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の〇〇町役場新庁舎及び駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 先程パイプラインはそのままと説明されたんですけど、今は道路の下にあるんですか。

〇〇農業委員会 田圃の中にあります。

〇〇委員 田圃の中にあるけど、そこを舗装するからそのままにするということですか。

〇〇農業委員会 はい。

〇〇委員 設計は大丈夫なんですか。

〇〇農業委員会 これについては具体的には担当課と話し合っただけで進めるようにということで話をしています。

〇〇委員 付け替えもあり得るってということですか。

〇〇農業委員会 あり得ると思います。

〇〇委員 ここの申請地というのが、近くに〇〇公園とかそういう埋蔵物がたくさん埋まっているようなところの近くだと認識しているんですけど、参考事項のところには埋蔵文化財については区域外と書いてありますが、14ページの地図でいうと縦に通っている道の右側は区域外になるんでしょうか。左側は公園もありますし、そういう区域ということでしょうか。

〇〇農業委員会 どこまでが区域外かという確認はしてなかったんですけども、一応今回区域外ではあるんですけども、試掘の方は協力をするというで聞いております。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 さっきと同じ質問ですが、埋蔵文化財の区域は外れているということですが、工事中に何かいろんなものが出てくる可能性もあるかなと思います。そういうことになったときはどうするんですか。

〇〇まち未来課 道路とかでも文化財関係は調査をされるんですけど、遺構とかがあった場合は、文化財の保護の係の方で記録を取られて埋め戻したりもありはします。ただ重要なものが出てきた場合は、またそこで協議という形になるかとは思いますが。今回も建設前には一度試掘はすることとしております。

〇〇委員 17 ページにライスセンターは取り壊しとありますが、ライスセンターの時の状況はどうだったでしょうか。記録に残ってますか。

〇〇農業委員会 この時はしていません。

議長 ライスセンターの建設の時に周辺に何か出たということであれば、当然記録があると思いますので、何もなかったと私は思います。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係2件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。

議長 続きまして次の項目に移ります。  
「地域計画策定の課題」について、農業会議事務局より説明をお願いします。

農業会議事務局 (資料2により説明)

議長 皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員

私の地域で考えてみますと、今農業の倒産とか後継者不足の中で、日本の食糧需給とかの以前の問題で、農業の崩壊が進んでいると思います。そんな中、まだ国の政策として、農地を集約して大規模農家オンリーのやり方をやっていいのかと本当に切実に疑問に思うわけです。もし今食料の輸入がストップしたら日本の国はどうするのか。政治家は日本の自分達の食べる分ぐらひは賄えるようなやり方に見直さないといけないと思います。将来のビジョンとかいろいろやっても、やっぱり食は自分達で賄おうというような国民の力がないと、もう農業は崩壊してしまいます。今この地域計画と併せてそれに対する対応もやっていかなければいけないと思っております。

〇〇委員

目標地図を作るのは大事ですが、いくら立派なものを作っても、そこで頑張ってくれる担い手がないとできないんです。平坦地でも田圃の引き取り手がないのに、中山間地はもっとひどいです。

〇〇委員

私も東京の方に行く機会がありますので、皆様方の意見については会議所にもしっかり伝えていくというのが一点と、それから食料・農業・農村基本法が改正されまして、今年度基本計画を国が作ります。その中で担い手作りをどうするか、もう一つが担い手だけで本当に農村集落が維持できるのかというのが大きなところで、多様な担い手という話もされています。担い手が本当にいないところにどう入れて育てていくのかというのも国でも非常に問題意識を持たれてるようです。それをしていくために農産物価格をしっかりとしないといけないとってことになると、やはり農業の大切さなり、外国から本当に食料が買えるのかというのもしっかりと消費者が分からないと、税金を使ってやっていくというのがなかなか難しいのでそこを課題で持たれていまして、小学校に農業科目や食育科目を作れっていう提言もなされているようですので、そういうところも留意しながらやっていく必要があるということと、皆様方から受けた意見についてはしっかりとまとめて国や県にもお伝えをしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

〇〇委員

全国大会のときの要請活動で、地域計画を作るにあたって公社が1%の手数料を取るようになっていくという話を国会議員へ申し上げました。〇〇議員や〇〇議員からは知事に言うという力強い言葉をいただいたり、県議会議員からも農議連の第一の課題として対処するという言葉をいただいたりして非常に心強く思っている反面、片や公社では1%ありきでチラシが出回っています。1%の問題はもう確定していることなのか、それとも今からの課題として来年4月1日以降本当にどうするのかというところの猶予期間があるのか。私達は地域計画を作るにあたっては、これを隠したままでは進めにくい。補助事業との関連の資料も出してもらいましたが、これも言うべきことなんですね。地元で

本当に説明をしてお願いをしながら地域計画作りを進めるべきか、迷うところがありますのでその辺り協議ください。

〇〇委員

おっしゃるとおりのところで、今回国会議員の先生方をお願いしたのは、まずは国が制度を変えたんだから国が責任持って予算を確保してくださいよと、それが達成できれば自ずと道が見えてくるからよろしくお願ひしますというお願ひをし、皆さん方と一緒にやってきたと思います。そのとき8月末位に概算要求が出てきますので、それを見ながら、言わなければならないときはまた来ますよということで先生方にもお伝えをしております。秋口にも大会がありますので、その辺でまたお願ひをするとか、そういう形でやっていく必要があるかなと思っておりますし、今日八谷議員さんも来ておられますけれども、本議会でもいろんな話が進むように私も聞いております。その中で県の方でも頑張ってもらいたいことがあるのかなのか、そういうところをしっかりと注視をしながら引き続きやる部分をやっていくという方向性でやらせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〇〇委員

公社からチラシを配布しなさいということできていますね。私は、会長としてはちょっと待てと言っています。それが中間管理機構の専務さんの話では、急いでせんと農家からなんで早く言わんやったとかいと言われるということですが、今局長の話を知ると県議会でもそういう話を出すということで、片方は今回は1%はなしという答えを早く聞きたいわけですね。片やパンフレットを作って経費を掛けて、ボツになるんじゃないのかと、責任は誰が取るのかと私は言いたいですね。今日の会長会議でも質問しようかと思っておりましたが、今の状況を局長さん説明してくれませんか。どっちを信用していいかよく分かりませんが、事務局が一番頑張っていると思いますのでよろしくお願ひします。

〇〇委員

多分やり方はいろいろ考えていると思いますけども、それを私の口から言える状況ではないものですから、まずは先ほど言いましたとおり、国が予算を確保していただければ、1%を本当に4月から取るのかどうかというのは自ずと道が見えてくると思いますので、まずは運動をしっかりとやっていくということとあわせて、本当にどういう推進のやり方がいいのかっていうのも、今日の会長会議にも公社の専務が来るようになっておりますので前もってお伝えをしておきたいと思ひます。

議長

最後に、その他の項目について、事務局よりお願ひします。

農業会議事務局

(資料3により説明。)

議長

それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

局長

皆さま、お疲れさまでした。  
次回は7月16日になりますので、ご予約をお願いします。

---

11時50分